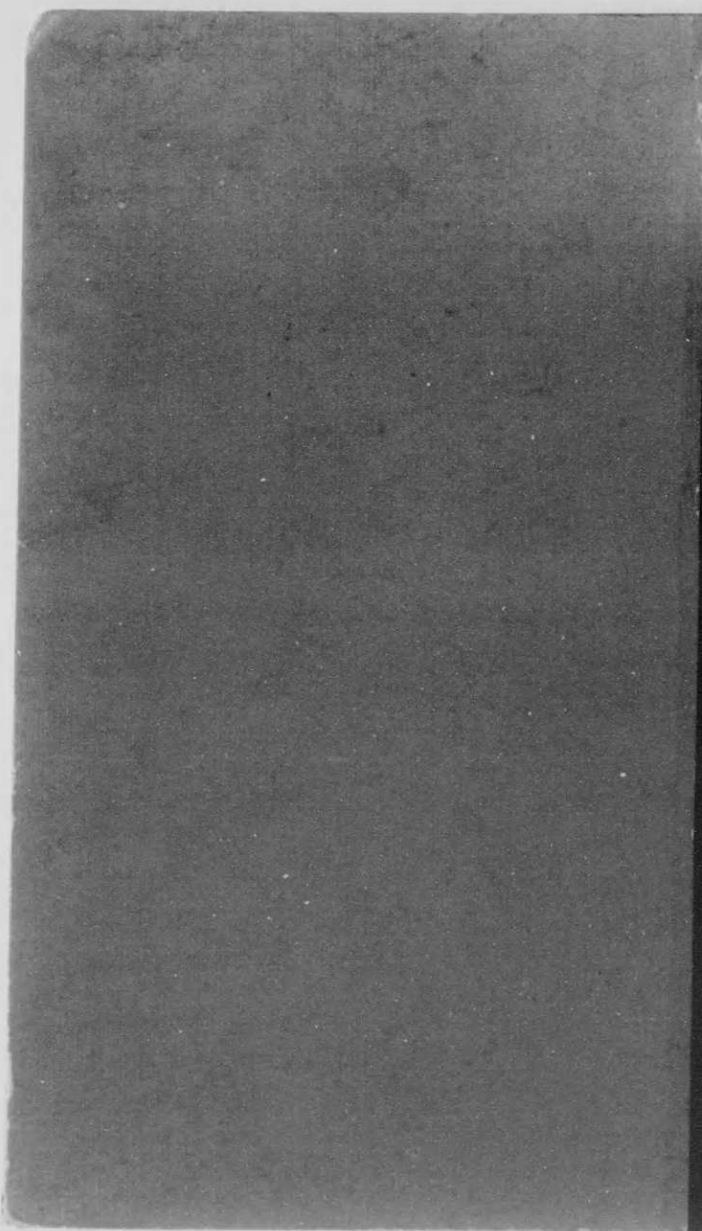
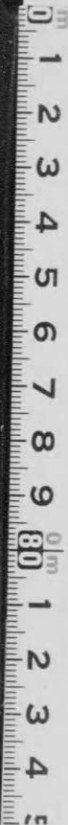




291.55
Ts 34
⑦



始



25.10.31

51.215

291.55
Ts 34

尾張國地名考

海部郡教育會刊行

大正
5. 8. 28
内交

溫



故



序

方 今上天皇即位之大禮各種記念
事業起于四方其裨益世道者亦不鮮
矣如地誌刊行蓋其尤者乎津田正生
尾張海部郡佐織村人夙有煙霞之癖
其足跡殆周于天下而於鄉國風土尤
務探究拮据纂錄經二十年之久而成
書十二卷名曰尾張國地名考而其書

久藏於篋底今也津田氏逝而六十餘
年幸遭大典之盛事得公其遺著于茲
蓋亦聖世之餘澤也頃者海部郡教育
會長伊藤喜平來索序于余余深嘉其
舉乃喜而序之

大正五年七月一日

愛知縣知事法學博士松井茂

拜陳

津田氏の尾張國地名考郵送くだされ、十二冊一閱せしめ候、
前賢多年の勞になることは云へ立派なる一成典、誠に推奨の辭
を知らず、かほごの良書の、これまで版行流布せざるは、む
しろ不審と申すべし、此度印刷の計劃、偏に成功の程願上候
尾州は天野氏の塩尻と寶歴の張州府志は久しと雖、盡さざる
處多し、是は時代の文連の然らしむるに由ることも謂ふべき歟
天保中に至り、深田、植松諸氏の藩命にて修撰せる尾張志あり、
集大成の名著なり、而も之を印刷流布せしめしは明治二
十四年と聞く、されば津田氏私撰の書が埋藏されて今日に及
び、其光澤を世に廣くする能はざりしも亦所以ある歟、然り

と雖尾張志刊行の舉已に二十有年前に屬す、即ち尾張志官撰の餘脱を補ふべき地名考私撰の今に流布の事なきは晦韜も甚しと謂ふべし、小生は地名考について其内容を詳にし、之を尾張志に比較して互に相待ち相倚るべき者たるを知るが故に特に感念を生ずものにて候

實は小生も目錄類により津田氏の地名考ありとは側に聞及びたりと雖、その實質眞價について固より想定する所なし、蓋六合庵の名の世を騷す程の無かりしによる、今回の回示により、地名考は尾張志と同時代に成り、而も官私の修撰が互に立場を異にしたるのみならず、記述の目的に於ても地名考は地名の由來を宗として、文献の援引に異するも風土の實際に

考へ、頗る自由の境界に在りて縱横に解説せり、則ち深田植松氏の書は正道に出でしならば、津田氏は奇道に出でたり、兩書は相並んで脊くなきのみならず、大に補完の功あり、一日も早く地名考の印刷せられて、尾張志の及ばざる所をも收め、官私奇正の雙美を完くせられんこと、希望の至に候

尾張志にいふ「八郡廣大にして一時の編集に盡すべきにあらずれば拾遺の成を俟て全備を見るべし」云々

拾遺とは此地名考を指せるにはあらず、天保の當時植松氏の在官修撰と津田氏の民間著作は何等の交渉無かりしが如し、即ち拾遺の名無しと雖、其實あり。

右津田氏の遺書返還にあたり、所感をつぐりて参考の一に供

す統希賢亮不宣

大正四年九月八日

吉田東伍

尾張國地名考刊行之趣意

父母を同じくするによりて兄弟姉妹の觀念明かに、祖先を同じくするによりて親族の情誼を生じ、國の歴史を知りて國民の思想は深からざるを得ず、一國の歴史が國民思想を培養するに缺くべからざるものたるは、今更多言を要せざるなり。

郷土を知りて愛郷心を生じ、一國を知りて愛國心を生ず、一國の地理が國民の愛國心を培養するに缺くべからざるものたること、又論なし。

もし夫れ郷土の歴史を研究し、其地の變遷を明かにするを得ば、啻に其愛郷心を深くして、愛國の念を堅からしむるのみ

ならず、亦實に我等祖先が居住し命名したる遺愛の地たる觀念を、不知不識の間に培養して、同時に國民思想を鞏固ならしめ、歴史の與ふる利益と地理の教ふる效果とを合せ收むるを得、歴史的地理研究の必要な所以實に爰に存す。

我愛知縣は古來幾多の傑士を出し、日本國史を飾るもの數ふるの暇あらず、豊公の如き、東照宮の如き特に其著しき者たり、然れどもかくの如きは其事蹟功業國民の齋しく瞻仰する處、必ずしも吾等が顯彰を俟つへきにあらず、もし夫れ前賢古哲傳ふべくして顯はれず、終生の勞苦僅に里侶に喧傳せらるゝに止まるが如き者あらば、實に聖世の恨事、蓋し此れに過ぎざるべし。

六合庵主津田正生先生は、江戸幕政の末、我愛知縣の山川が特に醸生したる偉人の一なり、其心血を注きたる述作、尾張國地名考全十二冊は、當時の學風、文献の援引此れ事として博學と競ひ、机上の考證に餘日なかりし間に立ち、獨り援引訓話を排して、事實に根據を索め、縦横に自由に其研究を縱まにし、現時の所謂歴史地理の研究に一新生面を開拓したるものたり、然れども不幸其書未だ刊行せられず、其人未だ顯れざること久矣

今や、今上陛下 御踐祚 御大典の儀を舉げさせられ、六千餘萬の國民齋しく 盛儀を仰ぎ、翻つて 陛下に忠なる所以の方法を求め、個人と團體とを問はず悉く紀念事業を定めて

奉公の微意を輸さんとする。野に遺賢なく、國に賢哲のかくれたるものなきは聖世の德澤、六合庵津田正生先生の名、以て一世を騷がすに足るべき時期、今の時を最となし、先生の功業をして世に汎からしめ、自己の住する土地の沿革歴史を明かにし、地名の由來を解し、祖先遺愛の土地を撫して現在の起伏を目睹し、國民思想を鞏固ならしめ、愛國の念を湧起せしむべき所以の時期、また今日の如く適切なるはなし、此れ本會が自から計らず此れが刊行に全力を盡す所以たり、もし夫れ本書の眞價につきては、斯道の權威たる、文學博士、吉田東伍先生の書翰、其要を盡して餘蘊なし、掲げて以て參考に資す、幸に江湖幾多同好の士を求め得むか、本會亦此れに

依りて此好箇の紀念事業を完うすることを得ば、亦以て聖恩の萬一に報ゆる所以の道をつくすことを得べし、一言卷頭に識す。

大正四年十一月十日

愛知縣海部郡教育會長 伊藤 喜平

尾張國地名考ノ著者津田正生先生の小傳

尾張地名考ハ津田正生ノ遺著ナリ。正生ハ安永五年四月海部郡佐織村大字根高ニ生レ嘉永五年十月二十一日七十七才ヲ以テ歿ス。幼ヨリ學ヲ好ミ、名古屋藩恩田仲任及同藩儒官鈴木朗ニ就テ學ビ、且ツ費用ヲ吝マズ和漢ノ書ヲ購ヒ、刻苦研鑽造詣最も深シ。

性、山川ヲ愛シ閑暇アル毎ニ高山大川ヲ跋涉シ、名社古刹ヲ歴訪シ、足跡全國ノ過半ニ及ヘリト云フ。五十八歳ノ時、古人ノ未タ登攀セラレザル信濃國鎗ヶ岳ノ絶頂ヲ探究シ、後々鎗ヶ岳日記ヲ著ハセリ。其他蕘煙心得草、眼前教近道、尾張

本國帳集說、古典地名辯、尾張方言考、日本大社巡之記、白
挽歌註解、古學百人一首、簡易正方等ノ著アリ。正生ハ机上
ノ論、訓話ノ學ヲ卑ミ活物ヲ捕ヘ之ヲ精査シテ後意見ヲ披瀝
スルヲ常トセリ。其材料ヲ蒐集セントスルヤ或ハ藤原隆國ニ
倣ヒテ路傍ニ小屋ヲ設ケ、茶ヲ行人ニ饗シテ傳說ヲ求メ、或
ハ實地ヲ踏査シテ日ノ暮ル、ヲモ忘レタルカ如クナリシト云
フ、苦心ノ狀想察スルニ足ル、隨ツテ其著ハ何レモ論據正シ
ク世ヲ益シ、蒙ヲ啓クコト尋常著書ノ儔ニアラス。

尾張國地名考ハ殊ニ熱血ヲ濺キテ著ハセルモノニシテ、或ハ
實地ヲ見分シ或ハ舊家ヲ訪問シ或ハ文献ヲ涉獵シ稿ヲ改ムル
コト數回、刻苦二十年ニシテ漸ク成レリ、之カ爲ニ費セル書

損紙長持二個ヲ滿タシ、紙料數十金、筆耕料貳拾四兩ヲ要セ
リト云フ、其ノ各地見分ノ爲メ遍歴スルヤ、初ハ羽織袴ヲ着
用セシガ、里人却テ敬遠スルヲ以テ、知多萬歳ヲ學ビ、自ラ
萬歳題ヲ撰ミ裝束ヲ鉢箱ニ入レテ下僕ニ携ヘシメ、身ニハ粗
服ヲ纏ヒ裾ヲ褰ケテ出テ、里落ニ入レハ則テ裝束ヲ着ケテ萬
歳ヲ演シ、而シテ演技ノ間ニ古老ヲ捕ヘテ地理ヲ研究セリト
云フ、苦辛ノ程想像ニ餘アリト謂フヘシ。稿脫シテ後之ヲ、
尾張公ニ獻納セルニ俟其功ヲ偉ナリトシ、白銀若干ヲ賜ヒテ
厚ク之ヲ賞セラル。



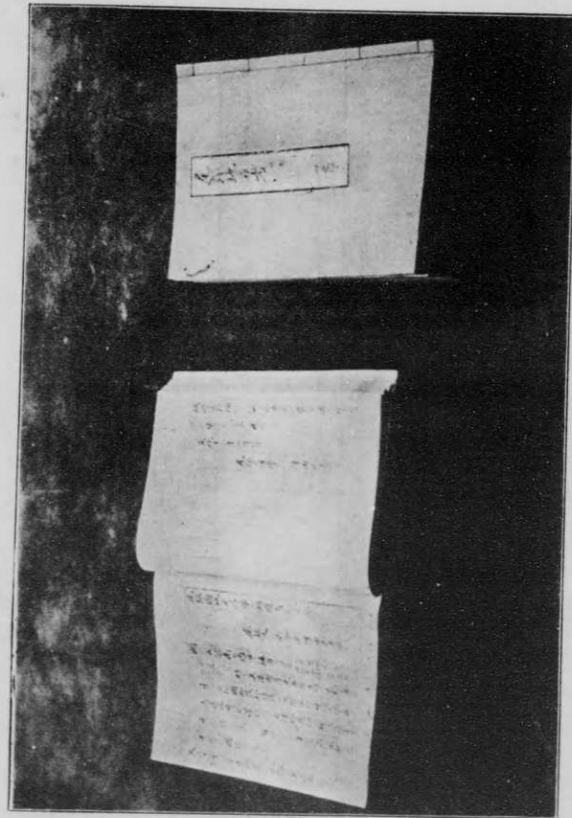
津田正生の像

龍の土家ほし
 文化元年(一六〇一)
 何年甲午也
 詠をみく
 海客はあはれ
 象浮乃
 之けき
 二金竜

(津田正生の筆蹟)



庵合六るたし集菟を説傳てし饗を茶に人行が生正



尾張國地名考目次

卷一	愛智郡	一三
卷二	愛智郡	五七
卷三	春日井郡	一二七
卷四	春日井郡	一七三
卷五	丹羽郡	二一五
卷六	葉栗郡	二七一
卷七	中島郡	三二九
卷八	中島郡	三八七
卷九	海東郡	四五二

卷十	海東郡	四九九
卷十一	海西郡	五六三
卷十二	知多郡	六〇七

目次二

尾張國地名考題言

大八洲の國縣の界は始て志賀の高穴穗宮朝武成に定初賜ひ難波長柄の宮朝德孝に更に其疆境を圖しめて再定たまへり然れども未定り竟ざりつと見ねて其後淨見原の宮朝武天に伊勢の王羽田公等に命せ賜ひ天下を巡行しめ更に圖繪を獻せたまひぬまた平城の宮朝明和銅の六年にも此事あり又武聖天平の十年八月にも諸國の國郡の圖を畫しめ給ふ事見ゆかく數多の年を経手を経て國郡の境詳に定まり今の京弘仁貞觀延喜の御代々々に追て各々格式を撰定賜へるに及びき故延喜の民部式神名帳また天歷の御時にあたりて和名類聚抄等の中諸國の郷名を表せる事にしへにしては精しく今にしては粗しといふべし和名抄の後近世まで凡七百五十年間地名の記錄なし單據東鑑に承久より後諸國の鄉村莊保の新補地頭所務事見ゆるのみ室町將軍の時三代義満に承久より後諸國の鄉村莊郷名を廢て村の名を用ふといふ慶長治國の後も亦是に同順此故に今の世に生れたる人は鄉村の差を別たす地名の正字をしらず爰をもて正生尾張地名考を綴りて後の世に傳へて好士の考鑑に備んとす

邑里の名は山川の物色に出るものにしあれば自然彼山口川合松下池尻のたぐひしらるゝ地

名予にはかる然はあれどまたその解言なくて聞ねざるもなきにあらず既に神の名より地名となれるあり佛寺あるより呼初たるあり姓氏に出たるあり人の名に因たるあり或は軍士の譽等に附て舊名を捨てその異名を呼たるあり又は早晚古言の正しきを傍になして誤りを傳へこしあり此故に其起源を探索名義を訂して同心の考證にせむとす

此書字音には傍假名をつけ訓字には平假名を施して童蒙といへども讀がまに／＼見分安からしむ然るに須賀、布士、佐布里、鹿伏鬼、日間賀、志段見のごときはかな書にして皇國語なれども漢國の字音なるが故に殊更に片假名を附て順音の差をしらしめ其條下に假名書なりと言はる此斷言ある村々は片假名を附といへども平假名と一般に自得て皇語なる事を辨知べし

總て假字用格は古事記萬葉集新撰字鏡に基き字音の假名に至りては唐光韻鏡を始として本居氏の説などに隨ひきされども世俗連聲のごときはまた方言をもつけたりとへば毛受郡家紺屋島觀音寺大御堂供御所の類は自然の言便也是等は實も皇國音にて尾張以東の正音ともいふべし中古の物語書にも從者孔子釋迦宿世朱雀按察使受領など單音に讀も小口傳有とぞ

假名に古體今體の二あり最古體は本也今體は末也石原正明の説に中古の末鳥

羽院此かたは衣紋をつくるひ男として齒を黒漿め眉を剃よろづ艶色を好みて歌を吟對話をするにさへ口を大きく開ざるを優艶とせる風俗とはなりぬへべきをいふべきを胸にねさいひはさいふかなづかひも此時より亂れかゝりて上古の宮風言さへも一變に及ぶ斯て後基俊定家の二卿に至りて假名遣ひに古體と今體の差出來たりといへり爰をもて假名遣の正しきは古體なる事を悟るべし

此書の中事々の命名の起源をわかつに歴世の假格ありいま假に此書に定むるところは神代の半大名持少名彦名の二神より海草葺不合の尊までを上古と定む此四年歴人皇と降りて神武天皇より皇極女帝までを上古と定む此四年一千三百六十七代孝德天皇より安德天皇迄を中古と定む此間五百三十九年八十一代後鳥羽院に至りて天下治まらず右大將源賴朝卿を總追捕使征夷大將軍に任たまひしより以下を後世とさだむ然るに事物變革は只後世にねはかりこゝをもて後世を又小割して後鳥羽院の建久の三年より九十六代光明院の延元の二年迄を後世鎌倉としし此間一百五十二年人皇十五世武家十一世たなじ帝の歴應の元年より百六代正親町院の元龜の三年迄を後世室町としし此間二百三十五年人同帝の天正の元年より百七代後陽成院の慶長七年までを後世大亂と書す此間三十一年人皇一世武家二世同帝の慶長の八年東照宮の御治世此かたを近世治國とも今ともしるすよむ人これを辨へよ

世間の變り來し星霜久しければ地名のごときもかのづから變化て遂に其源を失へるものすくなからず爰をもて本朝の古書に載たる地名といへども其由縁取べからざるものあり矧や數亂世を経來りたるをや抑日本國に在いて神武天皇より中古の半はごまで爭亂ともいふべき事しばしありといへども只官軍同士の騷亂にして交箭或は旬日或は一二月に過す且上古の質朴なる人情より出づるが故に災眚民間に關する事なかりき白河鳥羽の兩帝より政道の倦怠や萌して保元平治に至りて人情一等劣りて或は古典を紛失或は伽藍神社を燒拂る類の弊はありといへども戰國五六年にして止たるがゆへに猶未地理の殷滅多からざりき元弘建武の亂其間五十年此時人情又一等下りて世風を大に變たり應仁より天正まで其間一百二十餘年本朝未曾有たる騷亂出來て勇猛の大將國々に起り一邑一家に各名告立て放恣に郡境を爭ひ子として父を殺し臣として君を弑ひ奉り或は神社の神田を掠取或は佛閣を燒亡し又は跋扈の輩は已が氏もて地名を改めなごせるより舊名はうせて俗稱に變ぬるも少からず嗚呼戰國の人情よ悲ふにも猶あまりありや然るに慶長の平定より御代の靜謐萬民腹を鼓てたのしむ事誠や仁德天皇の聖の御代に再復ることちぞする然れどもいまだ昇平の初なれば戰國の餘習改まらずして其まゝ用ひ來れる事おほし地

名のごときも誤を傳へて正字なる村名は半にも過ぎるべき歟此ゆへに假名書なる村名あり名和加家諏訪填字なる村名あり幸心一色甘正字の様に見へて正字ならぬあり吉藤小折田橋土の或は訓音交り乙方半田亦是字音ばかりにして而も日本語なるあり法立二老或は轉りて傍を呼なすものあり八事馬寄是等は皆正字ならぬ村名也或は初は眞字讀なるを今は字音に讀化ものあり千代新久又初より字音を用ひたるあり御器所山かく品々にして一定ならず故此書にののゝ其名義を悟せり

上古は人心悠寛なりしゆへに地名も亦寛大にして今の世の如くに究迫ものにあらず延喜の民部式に凡郡々千戸に過ることを得ざれもし餘る事五十戸以上なるものは分ちて比郡に隸よとあるをもて押ば往昔は村里も疎に戸口も少かるべく和名類聚の郷名の外には出ざるべし然れども此頃の里といふは今の五六村または十四五村にも當りてたゞ彼山より此川までは何の郷ぞあの松森より此溜池までは某の扣やなどいふごときなれば今より觀ときは邑境も有がごとく無がごとく也此故に往昔の一郷幾宛にも分れていま各々支目を名乗ものおほし或は一邑の内半は隣村に入るもあり兩郡相接の所はむかしと今と郡名の替れるもあり或は舊村衰へて却て支村に屬もあり永享以來室町大村を

分て或は上中下或は東西或は南北或は前後或は内外或は本新或は大小等の文字を冠せて三村二村と分るものも少からずも皆一村なり此たぐひの如き其考へあるものは其村下に其譯をしろしいまだ及ばざるものは洩す又三村二村となるものは一村を舉て其譯をしろす

名所の歌といへども居ながらにして詠たる後拾遺集このかたの題詠或は戀の歌によみ入たる地名のごときは證歌には取がたしよそにのみ鳴海のうらの又ははるはでの森になりけのたぐひなり故に此書には萬葉より三代集まで又紀行の歌を主に引ぬ止事を得ずしては戀歌題詠をも引たり

社傳緣起系圖書等は取がたき物たほし凡社傳は累年戰國の管兵に罹りて絶たるを後世補助たるものたほく緣起は最澄空海の二法師此かた兩部習合本地垂跡の沙汰出來てより近世の修驗派又は神につかへて口自唯一神道など稱者も躬自佛語を唱或は道家の呪咀五行の生剋など慕たて牽合附會をして蒙昧の人の耳を驚す事たほく系圖書は後世大亂以後は偽作多しこゝをもて此書は此三品は引こと稀なり

地名の轉變て其原始を失ふものありたどへば古書に所謂屎神の還に楠葉と省かり穴門の長門と轉る類を初めとして此外猶鹿茸山の歸山前越となり漢石の老

曾漢と成白肩津の枚方今は津國江の津村津縣間の本間和澤道の佐八伊勢井光のいかり碓止屋のいかり塩冶出大跡部の粟田部前昇野の庄野伊勢蹴川の氣賀海帆埋の法目上遠近の音骨信と成がごとき皆其正字を失へる物也是等の類本國にも亦無にあらず各其村の條下に其謂をしろす凡て一轉たるものは考ふるに得易く二轉三變に及ぶものは知がたき物多かりしがたきは關て筆をこらず松下見林が記注興りて事實を失ふ物ありといへるをたもへばなり

今たま／＼熊之庄中之庄など呼る村ある事は往昔の莊園の名殘なりき莊園とは孝德紀二年正月云々所時の天皇より院宮を初め攝政有職すべて事功ある臣等には々田莊云々見ゆる類也國々にて田甫を賜ひたるを何の庄とはいふなり莊園の地は國衙の官舎に關らずして其家々より庄司庄官を立て主維せしと云崇德院の御時に至りて尾張國に九十餘莊まで置れしと也然るに後世鎌倉より後は國々に地頭職を指置れていつとなく庄内の名も廢り庄園も武家の威權に押へられて郷司保司など呼替たりと谷川士清もいへり然れば從來公田と莊園とは村里別々なれば村毎に庄號の有べき理りなしざるを郡村假名附帳郡内雜記などいふ冊帳に村毎に曲々に何の庄々々と記されたるは甚しき辭言なり斯有は莊號は無用ものなれば今此書に省きつ

既にいふ神名帳は醍醐天皇の時太政官の留帳なり尾張の國內一百二十一座五
畿七道すべて三千一百三十二座を記し奉る今の世の神學者流誰もく專據と
して此に洩たるを式外なぞ賤しめども式にも疏漏ある歟續日本紀以下續後紀
文德實錄等延喜以前の肥後也の文典の内に某國某の神に従五位下を授等の文ある物を延
喜神名帳に其名を洩せるもあり爰をもて予これをしる忌部廣成曰天平年中に
至りて神帳を勘造中臣權を專にし任意に取捨もしつ故由あるものは皆列られ
縁なきものは大社といども猶廢らる數奏して施行爾當時獨歩云々といへり吉
澤好謙曰科野國筑摩郡は大郡なるに式内の神社僅に三座更科郡は小郡なるに
式内の神社十一座ありこれ過不及にあらずや按に中臣の權によりて神も幸不
幸ありし成べしといへり尾張國においても猶しかなるべし

尾張本國神名帳一冊此書はいにしへ國衙中島郡國府宮より國內の諸諸社へ奠幣
し帳なりと左振喜與多翁はいへり式内一百二十一座の外に追加の神一百座に
も及べり上には神階を記し往昔禁より新願の御事ありて其神の神功ある時は神階を進め
は稱徳女帝の天平神護二年より後玉ひき振神階進めは神田も隨て増也神階の事國史に見へたる始
見ゆ是より後總て其沙汰なきは世間題題に及びたる由へなるべし下には名神天神地神の三
等を附添たり天野翁の説に貞治の本國帳は文治元年の増階なり又神社の品位は
神田の數なり令に正一位八十町從三位二十四町といへるがごとし名神天神地神

のごときは是を以て幣物の多少を定むるなりといはれき

「正生考」本國帳の延喜式に後れたる事凡二百八十年と見ゆれど本國の神社
にも國史に増階ある文をたもへば追加一百座の神社も尤延喜以前よりありつ
る事灼然なり誠に本國第一の珍書なれば專これを引ぬ

尾張風土記一冊延長年間の風土記は傳はらずして今殘編などいへるものは皆
後世の偽書なりと羅山先生も申されき正生按するに風土記は往昔民間の俗語
を其まゝに書上たる書なれば殊更に轉ひねて信がたき事おほし實も出雲風土
記のごとき往昔の遺書すら地名においては取がたきことわはかり矧偽風土記
においてをや

尾張國民部省圖牒二冊此書も亦偽書なりと石原正明もいへり小生も不取

尾張名勝地誌二冊享保元文の頃山本格安の作なり古歌によりて名所となりた
るをおほく舉たり

尾張海なのりを歌集三冊延享の二年眞清田の宮の神主佐分利清田の隨筆なり

尾張人物誌一冊寶永の五年天野信景の作

尾張古城誌一冊作者未詳長坂正賢其訂正
天野信景

尾陽雜記十三冊水野金兵衛貞信隨筆

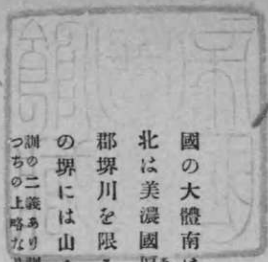
いふ記をよみてよりの事なりき熟按するに世に先人の疑ひおきたる謬説に因て後生の發明を開くことありされば天野大人は予に發明を授るの師君なる歟此書も亦過半は天野大人の著述賜へるに當る歟而これを潤色に本國神明帳集説熱田尊命記尾張人物志尾張名勝志等をも校合せ或は四方に馳出て柴刈翁に尋問濂濯姫に請問社司の轉説浮屠氏の附會或は用ひ或は捨なを諸君の妙解を拾ひて粗八冊とはなしぬ名附て尾張國地名考と名もいふ然はあれど地理の變革古言の轉聲乾坤の常にして千歳の後より搜る事最難く矧昧學我曹として爭か此一國の地名の全備を悉ことを得ん後世に生るゝ同志人なを此書を補ひ訂さばやがて青色の藍より濃く水より氷の寒きがごどくなるべし

文化十三年四月八日

尾張之後學 津田正生謹書

尾張國地名考第一冊 愛智郡之部

尾張人 六合菴津田正生撰



國の大體南は内海の海方を限る志摩國小碓のくみ大碓の島の時三河國伊賀子崎と北は美濃國厚見各務土岐の三郡に隣る東は三河國加茂の郡猿投山及碧海の郡堺川を限る西は美濃國安八郡墨俣川と石津の郡高須の堺川を限れり東北の堺には山あり皆平山なり子より西へ周旋ては平地を以國境をなせり
訓の二義あり訓はつちの上略なり

天正十二年より本國西北の地虧て美濃國に入る其事葉栗郡の下に即葉栗郡の郡六十ヶ村中島の郡二十九ヶ村海西の郡二十五ヶ村總て一百十四ヶ村なり愛を以今は木曾川を限とすめる木曾川本國へかれば栗西村より草井村に至りて二流なる細流の手村西郡引江村の南を流れて墨俣川へ落合ひ下流安八郡錦村の東にて又分れて同郡脇田村西島村内野村石津郡札野村の東を流れて高嶺新田福江村の北を流れてふたたび木曾川に落合へされば式本國帳の神社並に馬津の古驛など美濃國と成たるものあり今曲て美濃葉栗郡のちのち中島郡など呼あへるは朽たしき事にあらすや
東西行程日經とは日輪の十二里半愛智郡山口村まで今減て十里山口村まで